

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

令和13年3月31日までに、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	- 平成26年4月1日以前に建築された住宅（貸家住宅は除く）であること。 - マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 - 併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。 - 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下（マンション等の区分所有家屋は、専有部分の床面積が40㎡以上240㎡以下）であること。 ※令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅は50㎡以上280㎡以下
減額要件	- 次の要件をすべて満たす工事 (1) 次のイの工事、又はイと併せて行うロ～ニの工事であること。 - イ：窓の断熱改修工事（※） ロ：床の断熱改修工事 - ハ：天井の断熱改修工事 ニ：壁の断熱改修工事 ※イの工事は必須です。 (2) 改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること。 (3) 省エネ改修工事に要した費用（国または地方公共団体からの補助金などを除く）の合計が60万円を超える（※）ものであること ※断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超
減額の内容	- 改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。（一戸当たり120㎡相当分までを減額。） ※平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、3分の2減額します。
その他	- 新築住宅軽減とは同時適用できません。 - バリアフリー改修工事減額とは同時適用できます。 - 一戸について、この減額措置の適用は1回限りになります。

【減額を受ける手続き】

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① 省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書 ② 納税義務者の住民票の写し ③ 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行するもの） ④ 平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定通知書の写し ⑤ その他、補助金などを受けた場合は、交付決定を確認できる書類の写し
-------	--

※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税グループ

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1

TEL （代表）0942-72-2111 内線 123 （直通）0942-73-9101